マージン率等に係る情報提供

株式会社ソフト 許可番号 派16-300173

令和6年度の情報提供項目を公開いたします。 なお、マージン率は、以下の計算式で算出しております。

マージン率 =

労働者派遣料金 - 派遣労働者の賃金

労働者派遣料金

(小数点第2位を四捨五入)

1. 派遣労働者の数 6 名

2. 派遣先の数 4 社

3. 労働者派遣料金 38,109 円 (1日8時間当たりの平均額)

4. 派遣労働者の賃金 18,648 円 (1日8時間当たりの平均額)

5. マージン率 48.9 %

※ マージン率には以下項目を含んでおります。

- ・法定福利費(社会保険料、労働保険料の事業主負担分)
- ・退職給付費用(退職金原資の外部積立分)
- ・福利厚生費(有給休暇等の賃金負担分、定期健康診断受診料等)
- ・教育訓練費
- ·会社運営費(管理部門人件費、採用活動費等)
- ・諸経費(事務所・社宅賃料、旅費交通費、通信費等)
- · 営業利益 等
- 6. 教育訓練に関する事項 ・ビジネス基礎研修
 - · I T基礎研修
 - ・プログラミング基礎研修
 - ・フォローアップ研修 等
- 7. 福利厚生に関する事項 ・慶弔休暇、慶弔見舞金
 - ・定期健康診断(年齢により法定項目を上回る内容での受診が可能)
 - 資格取得褒賞金
 - ・永年勤続表彰
 - · 各種親睦行事費用補助 等
- 8. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 - □労使協定を締結していない

☑労使協定を締結している

協定の対象となる派遣労働者の範囲

...情報処理・通信技術者の業務に従事する従業員

協定の有効期間の終期

…令和8年3月31日